

2021（令和3）年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）
試験科目：刑事法（刑法）

【設問】

以下の【事例】に記載された事実が真実であることを前提にして、X及びYの罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

【事例】

- 1 平成29年2月1日、X（25歳・男性）は交際していたW（23歳・女性）から「他に好きな人ができたので、別れてほしい。」と言われた。Xは当初、別れることを拒否していたが、2週間ほどして、渋々別れることに同意した。同年2月22日午後10時ころ、自宅アパートの居室で後輩のY（23歳・男性）と酒を飲んでいてXは、YからWの新しい交際相手がS市内で居酒屋A（以下、Aとする。）を営んでいるV（32歳・男性）であることを聞くと、酒の勢いで、Aに電話をかけ、電話に出たVに対して、「人の女をとりやがって。」などと文句を言ったが、Vから、「あんたのことはWから聞いている。だらしのない男だから、捨てられるんだよ。」などと侮辱的な言葉を浴びせられた。憤激したXは、Aに出向いて、Vに暴行を加えることを決意し、Vに対して、「なめるなよ。痛い目にあわせてやる。待ってろ。」などと言うと、電話を切り、同行を渋るYを強く説得し、小型のナイフを持たせて一緒にタクシーでAに向かった。
- 2 Xは、タクシー内で、Yに対し、「お前が先にAの店の前に行ってくれ。Vが出てきて喧嘩になったら助けに行くから。」などと言い、「やられたらナイフを使えばいいんだ。」と指示するなどして説得し、同日午後11時ころ、A付近に到着後、YをAの出入口付近に行かせ、少し離れた場所で待機していた。なお、前記の指示を行った際、Xは、VとYが喧嘩になり、Yが携帯している前記ナイフでVを刺すことになることを予想し、また、そのことを強く願っていたが、前記ナイフは小型であり、YがVを刺しても、Vが死亡することはないだろうと軽信していた。
- 3 Yは、Vに対し自分から進んで暴行を加えるまでの意思はなく、また、Vとは面識がないので、いきなり暴力を振るわれることもないだろうと考え、Aの出入口付近でXの指示を待っていたところ、予想外にも、Aから出て来たVにXと取り違えられ、いきなり襟首をつかまれて引きずり回された上、手拳等で顔面を殴打され、路上に転倒させられて足蹴りにされた。Vが激しい暴行をYに加えるのを見て怖くなったXは、Yの加勢に向かうことなく、少し離れた場所でYが暴行を受けるのを見ていた。
- 4 Vに足蹴りにされたYは、何とか立ち上がり、Vの顔面を殴り返すなどしたが、再び路上に殴り倒され、腹部を強く蹴られるなどしたため、身を守るためには、Xの前記指示どおりナイフを使用するしかないと考え、前記ナイフを取り出すと、Vを殺害することになってしまった。Xは、YがVをナイフで刺したのを見ると、Yの方に駆け寄り、「おい、逃げろ。」と声をかけ、Yとともに現場から立ち去った。
- 5 Vは、Yによる前記刺突の結果、心臓刺傷及び肝刺傷による急性失血により死亡した。